市報とおかまち

（昭和32年6月5日第3種郵便物認可）　定価一部 5円　毎月 15 日発行　発行所 十日町市役所

昭和45年
10月号

今月の納税

市民税（第3期）
国民健康保険料（第4期）

人口

男	23,920
女	26,040
計	49,960
世帯数	10,443

十日町広域生活圏協議会設立

46年度指定をめざす

十日町 一市二町一村 で広域行政を推進

十日町広域生活圏協議会（会長 根津巳三（川西町））理事 根津巳三（川西町）、藤田吉郎（中里村長）、農田直治（十日町市議会議長）、保坂幸正（津南町議会議長）、和久井精一（川西町議会議長）、高橋熊蔵（中里村議会議長）、小川藤一郎（十日町市助役）、事務局長 小川藤一郎（十日町市助役）。

十日町広域生活圏協議会設立について、関係市町村議会議員、農業委員会委員、農協関係者、関係市町村長、関係者の代表が集まって、昨年秋から協議してきたが、去る八月末に開かれた協議会の設立について協議した結果、会合一致で承認、会長に村山十日町市長、副会長に村山津南町長を選出して、一市二町一村からなる十日町広域生活圏協議会が正式に発足、四十六年度指定をめざして広域行政を推進することになりました。

当日は、村山十日町市長、島田市議会議長、小川助役、久保田産業部長、保坂町助役、根津川西町長、和久井同町議長、藤田中里村長、高橋同村議長のほか各市町村企画担当者など十三人が出席、四十六年度広域市町村圏として自治省の指定を受けるため準備組織として、十日町広域生活圏協議会設立について議案した結果、会合一致でこれを承認、規約の制定、役員の選出などを決め同日正式に協議会が発足したものです。

会長 村山謙吾（十日町市長）副会長 村山元哲（津南町長）理事 根津巳三（川西町）、農田直治（十日町市議会議長）、藤田吉郎（中里村長）、保坂幸正（津南町議会議長）、和久井精一（川西町議会議長）、高橋熊蔵（中里村議会議長）、小川藤一郎（十日町市助役）。

十日町広域生活圏の概況

圏域の概況

十日町広域生活圏は新潟県の南部に位置し、十日町、津南町、川西町、中里村の一市二町一村からなっている。

(1) 位置および構成市町村

圏域内の面積と人口推移

45年は住民登録人口

区分	面積	人口 昭和35	人口 昭和40	人口 昭和45	人口増減率 35～40	人口増減率 40～45
十日町市	211.44	49,854	49,576	49,865	△ 0.6	△ 0.5
津南町	171.68	20,072	17,804	16,093	△ 11.3	△ 9.6
川西町	75.58	13,958	12,197	11,555	△ 12.6	△ 5.3
中里村	126.20	9,161	8,341	7,801	△ 8.9	△ 6.5
圏域合計(A)	586.90	93,045	87,918	85,252	△ 5.5	△ 3.0
新潟県(B)	12,575.38	2,442,007	2,398,931	－	△ 1.8	－
A/B (%)	4.7	3.8	3.7	－	－	－

(2) 地域社会経済環境

本圏域は古くから十日町市を中心に中魚沼郡と一体となった行政、経済、文化の活動が営まれており、社会経済的にも連帯感が強い。

圏域の中心である十日町市は、伝統の繊物産業を主軸として発展を続け、周辺地域住民に対する商業機能の集積が高く、周辺地域の経済に大きな影響を及ぼしている。

(3) 面積及び人口

本圏域の総面積は五百八十六平方キロ、人口は八万七千九百八十一人（四十年国調）で、昭和三十七年度以降の出稼者の減少により、圏域全体で減少の一途をたどっている。

(4) 産業構造

昭和四十年における圏域の産業別就業構造は、繊維産業を背景とした第二次産業の割合が三十七・九％と県平均を上回っており、農業を中心とした第一次産業も同様に農業主であることを示している。

(5) 主要産業

農業は広域圏の基幹産業として機能が中心となっているが、農家一戸当りの水田面積は〇・五六ヘクタールとなっている。

工業については、繊維産業の比重がきわめて高く、繊維技術の近代化が促進されている。

商業は生活水準の上昇とともに拡大傾向をみせており、販売額も向上している。

また観光については、地方交付税一億一千万円、観光資源入場料収入一億一千万円、観光客数は一億一千万人（四十年国調）、観光収入は一億一千万円（昭和45年）。

八、広域市町村圏計画に基づく機能整備の国庫補助金として、年度に二千万円、計画策定費として百二十万円（昭和45年）。

なお、広域市町村圏計画は、十日町市、津南町、川西町、中里村の一市二町一村の住民の福祉増進のため、各種の事業を推進することになっています。

市議会の動き

教育委員に金沢氏

―第三回定例会―

市議会第三回定例会は、去る二十一日から開かれました。引きつづいて市民会館で開かれ、歳入歳出決算、教育委員に任命することなどの議案が提出されました。

市議会は、一般会計の補正予算を追加する補正予算を可決しました。

また、農業委員会委員の任命、公園条例の一部を改正する条例案など九議案を可決。「さらに市教育委員会委員に任命されました。

なお、市議会は、議員の一部の広域行政について、特別委員会を設置、議員九名をそれぞれ特別委員会委員に選任し、調査研究を行なうことになりました。

このほか最終日の二十四日は、一般質問が行なわれ、

(1) 公害対策問題（ごみ捨て場の整備、施設の東小学校（仮称）の用地買収などについて市議員が質問しました。

可決された、一般会計補正予算追加の主なものは、

▽境公園建設事業費追加　二百五十万円
▽市道新設工事費補償金追加　三百九十三万円
▽名ケ山給水調査工事費　百三十七万円
▽上二町小学校運動場整備工事費　一百五十七万三千円
▽吉田小グラウンド整備工事費　二百三十万円
▽学校用地買収費追加　千二百三十三万三千円
▽庄雪用小学校用地買収費追加（十百分）　四百二十万円
▽公害水質検査機器購入費追加（二場所分）　十二万五千円
▽中央公園一部防水工事　八十万円
▽四十四年度第三工事費追加（道路工事、水路工事、頭首工工事）　一千三百万円

などとなっています。

目標を236トン上まわる

45年度米の生産調整

米の生産調整は、今年度千二百三十三戸の農家から配分された目標数量を、その結果、当市の生産調整水田面積は県の割当九百三十六・七ヘクタールを上まわる百三十八・九ヘクタールとなりました。

・三俵にあたる二百二十六・九トン（約二万俵）を六十二・九％を上まわりました。

これに対する生産調整された米の数量は、県の割当額（十百分）九百三十六・七ヘクタールを上まわる九百三十六・七ヘクタール（二万五千六百十一俵）になりました。

また生産調整奨励補助金は、市全体で二千五百八十七万二十円、生産調整農家一戸当り平均四千三百三十九円となります。

生産調整奨励金は原種一百二十六・九ヘクタールに対する奨励金は、一百二十六・九ヘクタールに対する奨励金は、一百二十六・九ヘクタールに対する奨励金は、

十日町市の雪害白書

雪害対策資料「豪雪第三集」を発刊

市都市開発課は、このほど雪害対策資料書「豪雪第三集」を発刊しました。市は、これまで「豪雪地十日町市」（四一年度、一一三ページ）「豪雪」（四二年度、三〇ページ）を発刊、豪雪の実情を訴えて来ましたが、今回の資料は新版四五ページの大冊で十日町市の雪害白書ともいうべきものです。

無雪道路の確保をカナメに

建設省は、本年二月当市を全国二ヵ所の防雪モデル都市に指定「雪害の実態調査と豪雪地帯における雪害防止対策」の調査を進めています。

市でも市地区を担当している雪害に積極的に対処するための基礎資料として「豪雪第三集」を発刊、雪害対策の経過と問題点をふまえ、雪害対策としての恒久的な道路交通の確保をカナメに市民の雪害に対する意識、雪利用としての雪祭り、冬期間の観光、体育展、市民公園スキー場計画などもあげています。

雪害白書の内容

内容は、①雪害対策の経過と問題点②国、県に対する豪雪対策の要望事項③十日町市の実況、十月の被害調査で、支出した市費例条例の新、制定条例、規制条例の制定などを示す。

また、シーズンに市民がどの位の雪害を受けているか、冬期間の被害調査を実施、実態を明らかにしています。

それによると、当市の被害総額は十九億四千三百万円の見積で、人口ひとりあたり三万八千三百三十三円、一世帯当たり平均で、十八万四千七百四十五円、一世帯当たり十八万五千円の被害となっています。

なかでも当市五十三年間の資料に基づき、雪害対策の経過と問題点を明らかにしています。

また、雪害対策の経過と問題点を明らかにしています。

一世帯当り十八万五千円の被害

また、雪害対策の経過と問題点を明らかにしています。

なかでも当市五十三年間の資料に基づき、雪害対策の経過と問題点を明らかにしています。

また、雪害対策の経過と問題点を明らかにしています。

即、県、市の公害行政の窓口について説明して下さい

【問】昭和四十二年に公害対策基本法が公布され、この法律の主務大臣は厚生大臣とすることに閣議決定しました。

それ以来国の窓口は、厚生省環境衛生局公害部公害課となっていましたが、公害の拡大に伴い各庁地方自治体がばらばらに取組んでいる公害対策を一本化するため中央公害対策本部を設置、本部長には佐藤首相みずから就任、副本部長には中山総務長官がつき、七月三十一日発足しました。

県は昨年四月日条例を廃止して新たに新潟県公害防止条例を制定、公害問題シリーズ③

公害問題シリーズ③

県内全域にわたる公害防止の基本規定を整備しました。窓口は企画開発部公害課で、直接の県は大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音防止法の三法があります。

最近の激増する公害に対処するため、四十一年十二月以降に地域で市民等が密に組織して市民等が公害防止条例の適用されます。佐賀、県の市民公害局設置は二月に設置されたが

弥生期の住居跡を発見

弥生後期 縄文中期 土器、石斧など出土

市教育委員会は、去月十二日から四日間、遺跡の発掘調査を行ないました。

発掘場所は、水沢地内新屋北千二百二十四番地（所有者高沢健一）の通称「牛ケ首」といわれるところで、遺跡の発掘は日本考古学協会会員金子拓男教諭（成蹊大）、高校研究部顧問、高橋教諭ほか十二名の地歴クラブ員と青の民族資料調査所発委員大島伊一、島田清久、上村政善、佐野良吉氏によって行なわれました。

発掘の結果

県内でもごく少ない弥生時代の住居跡の一部（直径約六メートル）が発見され、さらにこの住居跡のまわりから既数箇の石斧（おの）や石鏃（やじり）、釣り針、ツボ、深鉢、高ツキなどの土器片が多数見つかりました。

また、縄文中期に属する深鉢やツボなども見つかったことから、この牛ケ首遺跡は複合遺跡として学術上価値の高いものとなりました。

なお市教育委員会は、この土器を復元、記録写真などと整理して一般に公開します。

牛ケ首遺跡の住居跡

発見された土器片

牛ケ首遺跡を発掘

◇…水沢地内通称牛ケ首で遺跡の発掘調査を行なったところ、市内で初めてとい…◇
◇…われる弥生期の住居跡を発見しました。また付近から弥生式後期に属する土…◇
◇…器片や縄文中期に属するツボ、深鉢など多数の土器を見つけました。さらに…◇
◇…石を組み合わせた石組み遺構も発見され、この牛ケ首遺跡は複合遺跡として…◇
◇…も学術上価値の高いもので学界や専門家から関心をもたれています。…◇

キノコ中毒にご注意を

秋の味覚をそそるキノコは、いま最盛期。市内にもキノコによる中毒患者が発生しています。これは一本シメジなどを食べて下痢、はき気などの中毒症状をおこしたものですが、今後キノコを食べる時は一応ご注意ください。

三氏を人権擁護委員に推せん

市議会第三回定例会でつぎの三氏が人権擁護委員に推せんされました。

武田　文雄氏
服部　勝吉氏
小林　賢氏

市内の人権擁護委員は竹内茂氏を加えて四名となります。

犬の放し飼いはやめて

郵便を配達している隊員に犬がかみついたり、とびかかったりして職員に危害を加える例があります。

昨年九月、九月間で、全国で三百七十三件にのぼる被害がでております。市内でも昨年犬にかみつかれた被害が七、八件、けい腕人じゅうぶんな郵便物を持ち帰った例が二十三、三十回あります。

配達員にとってまさに大は大敵です。犬を飼うときは、つぎの点に注意し、被害が起きないように協力してください。

▽犬は必ずつないでください
▽犬の放し飼いはやめましょう
▽くさりは長かく
けい留ネじゅうぶんの場合はやむを得ず郵便を配達できないで待ち合わせることがあります。

（十日町郵便局）

申告はすみやかに

軽自動車の異動

軽自動車（原動機付自転車、軽三輪、軽四輪、農耕用、農業用、農用）を購入したり、売買、廃棄、紛失したときはすみやかに市役所へ申告してください。

軽自動車を購入するつぎのとおり軽自動車税が課されます。

なお、廃自動車は登録された所有者に対し、課されますので異動をそのままにしておきますと課税される等不利を招きます。

また、盗難、紛失の場合も発見を困難にしますので、軽自動車の異動はすみやかに市役所に申告してください。

税務課にたずねください。

軽自動車税の内訳

▽原動機付自転車
総排気量二五cc未満　年税額　三千七百円
総排気量二五cc～八〇cc　年税額　六百円
▽展業用
総排気量二五cc　年税額　七百五十円
▽登三輪　年税額　千五百円
▽軽三輪　年税額　千五百円
▽軽四輪
乗用　年税額　三千七百円
貨物用　年税額　千八百七十円
▽原動機付自転車
総排気量二五cc～八〇cc未満
年税額　三千七百円
総排気量八〇cc～九〇cc
年税額　六百円
軽自動車は年の中途で廃業した場合、陸運事務所に登録したはがきもって月割計算、税額を納めることになります。
▽もっぱら雪上を走行するもの
年税額千八百七十円
なお陸運事務所に登録すべき場合、陸運事務所に登録したはがきもって月割計算、税額を納めることになります。
▽軽自動車
年税額　千八百七十円
▽農耕用
年税額　三千七百円
▽もっぱら雪上を走行するもの
年税額千八百七十円
なお陸運事務所に登録すべき場合、陸運事務所に登録したはがきもって月割計算、税額を納めることになります。

不動産取得税のあらまし

◎**納めなければならない方**

土地を売買、交換、贈与、譲渡、又は家屋を新築、増築、改築、売買、交換、贈与した方など不動産を取得した方です。

◎**価格のきめかた**

原則として市町村の固定資産課税台帳に登録している価格と同じ価格になります。しかし課税台帳に価格が登録されていない場合や台帳価格によることが適当でない場合は、県が評価して決定します。買い入れ価格や建築工事費（請負額）でないことに注意ください。

◎**特別の控除**

住宅を建築した場合など、つぎのような特別の控除があります。

一、専用住宅の場合
一戸当りの価格が二百二十万円未満、家屋の場合は、二、公共事業のために不動産を収用され、譲渡した方が、代わりの不動産を取得した場合。課税対象額は、代わりの不動産の価格から収用、譲渡した不動産の価格（又は移転補償金）を差引いた額になります。

◎**税率と免税点**

税率は土地、家屋と償却資産の三パーセントです。

免税点は、土地が二十万円未満、家屋が二十万円未満、償却資産が十万円未満、ただし、新築、増築、改築の場合は十万円未満となっています。

◎**申告と納税**

不動産を取得された方は、取得の日から三十日以内に役場税務課に申告してください。

税金は年税額通知書に記載された納期限までに納めてください。

なお期日の点は、役場事務所（電話二番八二二番）へお問い合わせください。

（十日町役場税務課）

旭ヵ丘団地 分譲住宅を募集

新潟県住宅供給公社では、旭ヵ丘団地の分譲住宅をつぎのとおり募集します。

なお、つぎの日程で説明会を開催しますので応募者はお集まりください。

▽申し込み期日
十月六日から三十一日まで
▽申し込み先
市役所都市開発課

渡辺君（マラソンの部）が優勝

第四回市民スポーツ大会

市は、去る十日、体育の日の行事として、市民スポーツ大会を開催。当日の参加者は約千二百人で、成績はつぎのとおり。

（成績は優勝者のみ）

◎マラソン（十市グラウンド発着）
▽小学一年の部＝渡辺一彦（南中）▽同二年＝大津篤（市条中）▽同三年＝福崎光広（水沢中）▽同四年＝保坂保雄（大荒織場）▽同五＝松沢一郎（十日町食堂）▽同六＝物品清人（トキヒ食堂）▽三十五才以下＝長原新蔵（発電所）▽三十五才以上＝矢口栄市（市役所）▽四十才以下＝小林昌二（市役所）▽中学＝関体・南中学校
◎剣道（市民体育館）
◎卓球（市民体育館）
◎剣道女子（南中）　十日町中学校
▽中学一年男子＝渡沢勝彦（水沢中）▽同女子＝青柳明子（千代田中）▽二年男子＝阿部慎一（南中）▽同女子＝水落勝枝（下条中）▽三年男子＝小川義夫（清防署）▽同女子＝秋谷博夫（消防署）▽同R＝佐藤敏夫（市役所）▽同女子＝秋谷博夫（消防署）▽ジュニア＝結城（東北電工）
◎軟球（十日町中学校）
▽中学男子＝十日町中学校▽同女子＝十日町中学校
◎庭球（市民庭球場）
▽中学男子＝小池正信、地蔵信（名ヵ山）▽中学女子＝藤野京子、藤野幾代（十日町出）▽高校男子＝秋葉和義、高橋久義（十高）▽、軟女子＝金子みちよ、笠原裕子（十高）▽一般男子＝高橋栄夫、相沢清次郎（十高）

10点が二次審査へ

小中学生の明るく正しい選挙ポスター

市選挙管理委員会では、明るく正しい選挙を推進するためのポスターを市内八、中学校児童生徒から募集、応募八十二の中から、中学校各五点を選び、この中から最優秀賞を委員会に提出しました。

ここで第二次審査を受け、第三次の応援審査をパスすると文部大臣賞の賞を受けることになっています。

第二次審査までの入選者はつぎのとおり。

▽小学校の部

▽中学校の部
岩田　恵也（南中　一年）
宮野　公子（同　校　二年）
吉沢　秀子（同　校　二年）
横沢　啓子（同　校　二年）
岩田　智子（下条中　二年）

【作品は上段に掲載ずみ】

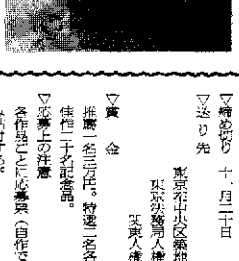

上村ヨシ子（水沢小　六年）
飯塚　秀明（同　校　六年）
福原　秀昭（同　校　五年）
田辺智恵子（同　校　六年）
下正　義雄（十日町小六年）

一日最高1,602人

市民プール入場者

去る七月二十日から八月十日まで開場された市民プールの利用状況についてのほどをまとめました。

その結果、昭和四十五年度の入場者は昭和四十五年度に比べて全体で四百四十六人の増、一日最高入場者が七月二十六日の千六百二人、一日最低が八月十六日の二十三人となりました。

内訳

	昭和四十五年度入場者数	昭和四十四年度入場者数
総数	二万三千八百二十四人	二万三千四百七十八人
金額	五千万二千百三十円	五千万四千百四十円
内訳		
成人	一万八百九十三人	一万八百九十三人
子供	一万三千九百三十一人	一万三千八百八十八人
中学校の水泳授業	三百二十八人	三百二十八人

以下詳細はつぎのとおり。

（）内は昭和四十四年度実績

	昭和四十五年度入場者数	
成人	一万八百九十三人	一万八百九十三人
一般	一万三千八百二十四人	一万三千八百八十八人
高校生	一万三千八百三十四人	一万三千八百七十八人
中学生	一万八百九十三人	一万三千八百四十四人
小学生	一万三千八百八十八人	一万三千八百八十八人
子供	一万四百八十八人	一万三千八百六十八人
幼児	一万三千八百八十八人	一万三千八百八十八人
合計	一万三千八百八十八人	一万三千八百八十八人

人権週間写真コンテスト

関東人権擁護委員連合会は、人権週間行事の一つとして、写真コンテストを実施しますので、つぎのとおり作品を募集します。

▽題　材　日常生活における感情豊かな人間関係を描いたもの
▽サイズ　四切……キャビネ以上
カラー……白黒（スライド、プリント共）
▽締切期日　十一月三十日
▽送り先
東京都中央区築地六丁目二十番六号
東京弁護士人権擁護委員連合会あて
▽賞　金
推薦一名三万円。特選二名各五千円。入選十名各千円。
佳作二十名記念品。
▽応募上の注意
各作品ごとに応募票（自作でも可）に必要事項を書き込み貼付する。
作品は未発表のもので、応募枚数は制限しない。
なおくわしいことは、市社会福祉事務所にお問い合わせください。

統一地方選挙の標語を募集

来年四月は、統一地方選挙が行われます。

地方行政のにない手となる人、それにふさわしい人を選ぶための選挙標語をつぎの要領で募集します。

一、締めゆり
　十月三十一日（土）
二、応募要領
　応募標語は自作未発表に限る。
　官製はがき、枚に一句とする。（一人一枚が限度）
　住所、氏名、年令、職業を明記すること。
三、応募標語の送り先
　財団法人ふるさと市町村圏協議会
　東京都千代田区麹町二の六麹町会館内
四、賞　金
　一等　一人　三万円
　二等　三人　各一万円
　三等　十人　各三千円
　佳作　若干人　記念品
くわしいことは、市選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

銃砲、刀剣等は必らず登録を

22日に登録審査会

新潟県教育委員会は、つぎの日程で銃砲刀剣類登録審査会を開きますので、銃砲刀剣類の所持者でまだ未登録の方は必ず登録されるようお願いします。

▽日時　十月二十二日午前九時から午後三時まで
▽会場　市公民館本館
▽当日持参するもの
①、登録を申請しようとする銃砲、刀剣類と「銃砲刀剣類発見届出書証」
②、登録手数料四百円（一件）
③、印鑑

農地法大巾に改正

農地の効率化を目途に

農地法の一部を改正する法律が、去る三日から施行されました。

この改正は、現在の日作農業から農地の効率的利用という面をとり入れたことが大きな特色となっています。

たとえば、借地による農地利用、農業生産法人による大規模経営の育成、農地による開墾耕作、未利用地の草地利用などが大巾にとり入れられています。

以下改正のあらましをお知らせします。なおくわしいことは市農業委員会事務局にお問い合せください。

改正点の主な内容

上限面積の制限を廃止

農地の権利取得後、面積が三ヘクタールを超える場合、自家労働力からみて適正な農業に従事するならば無制限に認められる。

下限面積の制限が五十アールに引き上げられた

いままでは三十アールを持っているか、新たに農地を取得した後に三十アールになれば自由に農地を買ったり借りたりできたが、今後改正によって五十アールにならなければ新たに権利を取得できなくなった。

これは、零細な農業経営者が再生産されるのを防ぐため行なわれたものです。また、下限面積五十アールについて都道府県では五段階に区分し当市は、旧十日町旧中条地区は四十アール、他の地区は三十アールとなりました。

創設農地も賃付ができる

農地法によって自作地になった農地でも、売渡しを受けて十年を経過したものは自由に賃付できることになった。

これは、借地によって農地を流動化させる必要から行なわれました。

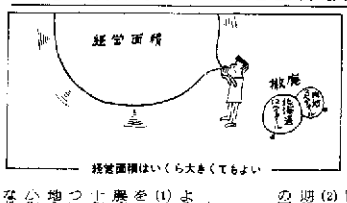

農地移動の許可権が大部分農業委員会に移される

農業委員会の許可権は、賃借権、使用貸借の権利移動に限られていましたが（所有権は県知事）、居住地内での個人間の農地の権利移動は、農業委員会の許可でよいことになりました。

（他市町村にまたがる権利移動と農業生産法人等の権利移動は県の許可）

知事の許可が必要

賃貸借の解約制限の緩和

小作地を返してもらうときは知事の許可が必要でしたが、つぎの場合は、賃貸借の解約権に制限をしないことになりました。

(1)、地主と小作人の合意解約がその小作地を引き続き翌期期間六月以内に成立した合意でその旨が、書面で明らかであるものの場合。

(2)、十年以上の期間を定めた定期賃貸借の期間が終了した場合の裏新規絶。

小作地の所有制限を緩和

小作地の所有制限は、つぎのように緩和されました。

(1)、不在地主は小作農地の所有を一切認められなかったが、離農する農家が存在していたと考、十年間以上所有していた農地について、第二代に限って不在地主となっても自作地主なみの小作地所有が認められることになりました。

(2)、不代、在村を問わず農業生産法人の構成員がその法人に貸しつけている小作地は、所有制限がなくなった。

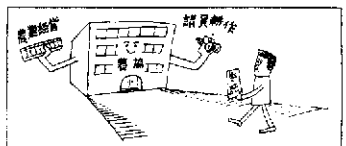

農協に限り請負耕作ができる。また、農業経営も委託できる

農業生産法人の要件を緩和

今まで農業生産法人になるには、厳しい条件がつけられていましたが、改正つぎの緩和だけでよいことになりました。

(1)、農業専業であること。

(2)、法人の構成員がすべての農地を法人に貸したり出資している者か、法人の事業に常時従事している者であること。

農協に農業経営を委託することができる

農協だけが請負耕作を公認されます。

農地保有合理化法人を新設

農地保有合理化事業（規模拡大、流動）を行なうための法人の設立を認め、その法人が農地の売買、賃借などのために農地を所有することを許可しました。この法人は、市町村、農協、農業委員会などの出資による会社がなるのです。

小作料統制の緩和

小作料については二年ごとの農業委員会の調査の結果を踏まえ、地主、小作人が相談して自主的に決めてよいことにし、小作料の額が事情の変化で不相当になったときは、地主、小作人の両当事者は、その増減や減額を相手方に請求できることになりました。

また、農業委員会は、農業委員会のさだめた標準小作料より著しく高い小作料は、減額勧告ができることになりました。

違反転用に対する処分がきびしくなった

今までは、違反転用に対する処分はきびしくなかったが、改正で知事や、農林大臣が許可の取消し、原状回復などを命令できることになりました。

農業委員会による和解仲介制度がとられた

農業委員会は当事者の双方や一方からの申出があれば会長が事件ごとに三人の農業委員を指名して和解の仲介を行なうことを法律上はっきりさせました。

知事の許可が必要

賃貸借の解約制限の緩和

小作地を返してもらうときは知事の許可が必要でしたが、つぎの場合は、賃貸借の解約権に制限をしないことになりました。

(1)、地主と小作人の合意解約がその小作地を引き続き翌期期間六月以内に成立した合意でその旨が、書面で明らかであるものの場合。

(2)、十年以上の期間を定めた定期賃貸借の期間が終了した場合の裏新規絶。

小作地の所有制限を緩和

小作地の所有制限は、つぎのように緩和されました。

(1)、不在地主は小作農地の所有を一切認められなかったが、離農する農家が存在していたと考、十年間以上所有していた農地について、第二代に限って不在地主となっても自作地主なみの小作地所有が認められることになりました。

(2)、不代、在村を問わず農業生産法人の構成員がその法人に貸しつけている小作地は、所有制限がなくなった。

農協に限り請負耕作ができる。また、農業経営も委託できる

農業生産法人の要件を緩和

今まで農業生産法人になるには、厳しい条件がつけられていましたが、改正つぎの緩和だけでよいことになりました。

(1)、農業専業であること。

(2)、法人の構成員がすべての農地を法人に貸したり出資している者か、法人の事業に常時従事している者であること。

農協に農業経営を委託することができる

農協だけが請負耕作を公認されます。

農地保有合理化法人を新設

農地保有合理化事業（規模拡大、流動）を行なうための法人の設立を認め、その法人が農地の売買、賃借などのために農地を所有することを許可しました。この法人は、市町村、農協、農業委員会などの出資による会社がなるのです。

小作料統制の緩和

小作料については二年ごとの農業委員会の調査の結果を踏まえ、地主、小作人が相談して自主的に決めてよいことにし、小作料の額が事情の変化で不相当になったときは、地主、小作人の両当事者は、その増減や減額を相手方に請求できることになりました。

また、農業委員会は、農業委員会のさだめた標準小作料より著しく高い小作料は、減額勧告ができることになりました。

違反転用に対する処分がきびしくなった

今までは、違反転用に対する処分はきびしくなかったが、改正で知事や、農林大臣が許可の取消し、原状回復などを命令できることになりました。

農業委員会による和解仲介制度がとられた

農業委員会は当事者の双方や一方からの申出があれば会長が事件ごとに三人の農業委員を指名して和解の仲介を行なうことを法律上はっきりさせました。

市民のひろば

「わたしのゆめ」

野中小学校五年　村山かしこ

わたしのゆめは、先生になりたいことです。わたしは、小さいときからなりたいと思っていたのですが、夏休みのある日、みちさんに、勉強を教えていたら、みちさんのおかあさんがきて、「かしこさん、頭もいいし、教え方もじょうずだから、先生になるといいよ。」といわれてから先生になりたい心が大きくなったのです。

わたしは、ときどき勉強するのがいやになってたいくつするときがあります。先生になるには、まずそういうことをなくしていっしょうけんめいに勉強しなければなりません。それから、中学を卒業し、高校にいかなければなりません。

わたしは、小さいとき「高校にいって大学にいかんだ。」といいました。

それから、この春、おとうさんとおかあさんとおばあさんと話しているのを、きくと「邦夫は、このままだと農業をつづけていかねばだし、いまは米があまって安いし。」といったので、いっしょうけんめいに勉強しなければなりません。それから、中学を卒業し、高校にいったとき、おとうさんとおかあさんは、「高校には、だされるとも大学には、だだだめ。」といいました。

それから、この春、おとうさんとおかあさんとおばあさんと話しているのを、きくと「邦夫は、このままだと農業をつづけていかねばだし、いまは米があまって安いし。」といったので、いっしょうけんめいに勉強しなければなりません。それから、中学を卒業し、高校にいって大学にいかんだ。」とければなりません。わたしは、高校を卒業して大学にいかなければいくらいいなクラウンになるっと思う。

それからこの学校には、ピアノやオルガンなど、いいものはない。それに、理科につかう実験用もあまりないし、いいものがない。

そして生徒も多く、ゆそのうちに、わたしは、すこしつつ金と実験用具をすこしでも買っておきたい。それから、この学校にいろいろのたねや、球根などをあつめて、学校のまわりや、グラウンドのまわりや、門のところに、花のなえを植えて、きれいな花をさかせて、花の学校といわれるくらいにしてみたい。

拓伝評　教諭・広田　誠

未来に向って、大きい夢もいいでしょう。この作文を読むと、大きいとか、小さいとかいうのではなく、しっかりとぶんの目でじぶんの考えで、ものをみつめ、学校をみつめ、社会のことを、つかんでいるようです。

受講者を募集

農業者転職訓練

農業者転職訓練は、他産業に就職を希望する農業従事者に必要な技能を付与し、職業訓練を実施します。

（1）、不在地主は小作農地の所有を一切認められなかったが、離農する農家が存在していた農地について、第二代に限って不在地主となっても自作地主なみの小作地所有が認められることになりました。

（2）、十年以上の期間を定めた定期賃貸借の期間が終了した場合の裏新規絶。

小作地の所有制限を緩和

小作地の所有制限は、つぎのように緩和されました。

（1）、不在地主は小作農地の所有を一切認められなかったが、離農する農家が存在していた農地について、第二代に限って不在地主となっても自作地主なみの小作地所有が認められることになりました。

受講者を募集

農業者転職訓練

農業者転職訓練は、他産業に就職を希望する農業従事者に必要な技能を付与し、職業訓練を実施します。

応募資格は、次の条件を満たすもの。

一、現在農業に従事している人

二、公共職業安定所に求職申込をしている人で、その申込みをする前一年以内に農業に従事していた人。

三、日雇労働者、パートタイマーなど、臨時的に雇用されている人で、安定した職業についていない人。

四、農業構造改善に伴い、農業以外の職業につこうとする人。

▽訓練期間

六ヶ月間（冬期のみ（建築）三ヶ月間）

▽授業料

無料

くわしいことは、市農業委員会に問い合わせください。

農業者転職訓練

県立長岡職業訓練校	（長岡市）	溶接、組立科
県立相崎鉄鋼職業訓練校	（相崎市）	建築、建築ブロック科
県立三条厚修職業訓練校	（三条市）	溶接科
県立燕分校厚修職業訓練校	（燕市）	建築、左官科
県立新潟厚修職業訓練校	（新潟市）	板金、溶接、建築、事務科

生まれ変わった笠置

十日町山農業委員会（柳沢平会長）は、このほど、共同農園（三ツ山、一面坂）、場整備事業（笠置）、治山事業（鹿渡）、豚の放飼（鹿渡）などを地域の農業実情を視察しました。

なかでも昭和四十二年一月最後の八戸が離農してから耕地は荒れはてた淋しの状態であった笠置地区は、鹿渡部落と田原の人達の努力により、つぎのような耕地にまきかわりました。

まず、上田原部落の人達は、昭和四十四年度笠置地区の圃場整備事業（笠置）、治山事業（鹿渡）、豚の放飼（鹿渡）などを地域の農業実情を視察しました。

なかでも昭和四十二年一月最後の八戸が離農してから耕地は荒れはてた淋しの状態であった笠置地区は、鹿渡部落と田原の人達の努力により、つぎのような耕地にまきかわりました。

まず、上田原部落の人達は、昭和四十四年度笠置地区の圃場整備事業を行ない、一部の換地をなったことを取り入れた。

これは、上田原部落の人達が農業経営規模拡大と自立農家としての育成を積極的に図ることであり、転作部落が今秋、畑作農業をするという点で、鹿渡部落いものと思われる。

【写真は笠置地区の集ほじ】

団地

〈赤い羽根〉共同募金にご協力を

十月一日から全国一斉に赤い羽根募金運動が始まりました。

十日町市の目標額は、二百八十万九千円で、お寄せいただいたお金は、住民の福祉増進に役立てることになります。皆さんのご協力をお願いします。

気がるにご相談ください

十日町市社会福祉事務所は、このほど家庭児童相談室を開設しました。家庭児童相談は毎日行ないますので（日曜、祝祭日を除く）児童についての悩みと、施設へ入所、収容のこと等気がるにご相談ください。

農業者転職相談委員に岩田さん

市内新水、岩田茶店のさんが、このほど農業転職相談委員に委嘱されました。

自動車などを使って実演

危険物取扱主任者の講習会

市消防本部は、去月二十二日市役所で危険物取扱主任者と被講習会を開き年後から高度広場で消火器による防火方法の演習もおこないました。

当日は、百三十人が受講、石油、ガソリン、プロパン、火災などの防火方法を中心に行なわれ、自動車二台とオートバイなども使った実践に受講者は真剣な表情で防火作業にけんめいでした。

告できることになりました。

（現行小料については、昭和五十五年九月三十日まで有効）

保険衛生だより

（対象者の期別）

・一期　昭和四十四年七月一日～昭和四十四年八月三十一日生れの者

・二期　来年小学校を卒業する者

・三期　来年小学校を卒業する者

【注意】

・先般申し込みされた方と小、中学生

・単独で実施するが、中学校及び事業所、保育所等を除く

・その他の地区は十二月実施の予定

（種痘接種）

実施区域	実施月日	実施時間	実施場所	対象者
六箇地区	11月4日（水）	后1:30～1:45	六箇小学校	1.2.3期
川治地区一部を除く		后2:00～2:15	六箇小学校	
		后2:30～3:15	川治公民館	1.2期
水沢地区	11月5日（木）	前9:30～9:50	野中小学校	1.2.3期
		前10:20～10:40	馬場小学校	1.2期
		前10:50～11:30	水沢出張所	
新座地区	11月6日（金）	前9:30～10:00	新座小学校	
大井田地区		前10:15～10:45	大井田小学校	
十日町地区 川治地区一部	11月10日（月）	前9:30～10:10	市役所	
		前10:20～11:00	市民体育館	

（インフルエンザ予防接種）

実施区域	第一回	第二回	実施時間	実施場所
下条地区	10月20日（火）	10月27日（火）	前9:30～10:20	東下組小学校
			前10:30～11:30	下条中学校
六箇地区	10月21日（水）	10月28日（水）	后1:30～1:45	塩之又分校
			后2:00～2:30	六箇小学校
八箇地区（鹿渡）			后2:45～3:15	八箇小学校
水沢山地	10月22日（木）	10月29日（木）	前9:50～10:00	野中小学校
			前10:30～10:45	桃田分校
			前9:30～9:40	池谷分校
中条山地	10月23日（金）	10月30日（金）	前9:30～10:20	飛一小学校
			前10:30～10:40	三ツ山分校
			前10:50～11:15	飛二小学校
			前11:30～11:40	桔木又分校
			后1:30～2:00	吉田小学校
			后2:10～2:40	吉田中小学校
吉田地区			后2:50～3:20	名ヶ山小学校
			后3:35～4:00	真田小学校
			后4:10～4:55	鍛島小学校